



## 公益社団法人日本山岳ガイド協会

〒160-0008 東京都新宿区三栄町18番地 丸藤ビル201号

TEL: 03-3358-9806 FAX: 03-3358-9780

e-mail: [office@jfmga.com](mailto:office@jfmga.com)

平成25年3月22日

職能別資格検定試験受験中の皆様へ

公益社団法人日本山岳ガイド協会  
試験・研修委員会

### 職能別資格検定試験制度の変更について

平成25年4月よりガイド資格である職能別資格検定試験制度が変更されます。変更される要件は以下のとおりとなります。

- 1、すべての職能別資格検定試験受験者に対してファーストエイド講習履修が義務化されます。そのため、現在受験中の方にもファーストエイド講習が認定のための必要要件となります。但し、急な変更となりましたため特別措置としまして、既に養成認定指導者研修を受けた方で申請が終わられていない方、またはこれから養成指導を受けられる予定の方は平成25年7月31日までに養成指導による科目免除申請書をご提出ください。その免除される科目をもって受験中の資格が認定される方に限り、ファーストエイド講習履修することなく現在受験中資格の認定を行います。  
平成25年8月1日以降は、ファーストエイド講習終了後に受験中の資格が認定されることとなります。  
ファーストエイド講習は会員の義務として現会員にも同時に履修が義務化されますので、ファーストエイド講習の履修なく認定された方は、当会入会后平成28年3月31日までに会員としてファーストエイド講習会を履修していただくこととなります。
- 2、従来登山ガイド資格受験者の義務講習として行われていた「安全管理技術義務講習」（ステージⅠ、Ⅱ）および「雪の安全管理技術義務講習」（ステージⅡ）は、平成25年度より「安全管理技術検定」および「雪の安全管理技術検定」となり合否が判定されます。

以上の二点ご案内させていただきました。

ご自身の検定の進行状況、養成認定等の日程を十分に把握し検定試験に望んでください。

以上